

# 当座預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

1.商品名(愛称)	・当座預金
2.販売対象	・法人および個人 ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。
3.期間	・期間の定めはありません。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合に支払います。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・無利息
7.税金	_____
8.手数料	・小切手用紙、手形用紙の発行については、別途当金庫が呈示する手数料が必要です。 (詳しくは「預金関係手数料一覧」をご覧ください)
9.付加できる 特約事項	_____
10.中途解約時の 取扱い	_____
11.金利情報の 入手方法	_____
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時~17時、 電話:0278-23-4511)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士 会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置 運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される お客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9~17時、 電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出くだ さい。
13.その他 参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、全額保護されます。